

有効期間満了日 平成40年3月31日

熊刑企第440号

平成29年6月19日

刑事任用時教養基準の制定について（通達）

刑事任用時教養については、「刑事任用教養基準の制定について（通達）」（昭和57年1月25日付け熊捜一第557号ほか）等に基づき実施しているところであるが、司法制度改革の進展や警察官の大量退職・大量採用による急速な世代交代により、若手捜査員の育成が喫緊の課題となっている現状に鑑み、時宜に即した一層効果的な刑事任用時教養の実施を図るため、新たに、別添「刑事任用時教養基準」を制定し、本日から実施することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、前記通達は廃止する。

別添

刑事任用時教養基準

1 目的

この基準は、巡査部長又は巡査の階級にあつて、新たに刑事に任用されることが予定されている者等に対し、刑事として必要な犯罪捜査に関する基礎的な知識及び技能を修得させるための刑事任用時教養の実施について必要な事項を定め、もって捜査力の充実及び向上を図ることを目的とする。

2 教養の種類

刑事任用時教養の種類は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県警察学校における刑事任用科教養
- (2) 警察署における実務修習

3 教養の対象者

教養対象者は、「刑事選考及び任用要綱」の制定について（通達）（平成29年6月19日付け熊刑企第439号）第3の規定により選考された刑事適格者又は巡査部長又は巡査の階級にあつて刑事任用時教養を受けないで刑事に任用された者（任用後おおむね2年を超えない者に限る。）とする。

4 刑事任用科教養の内容

刑事任用科教養は、熊本県警察職員の教養に関する訓令（平成8年熊本県警察本部訓令甲第6号）第14条の規定による教授細目及び同訓令第15条第1項の規定による教養実施計画に定めるところにより行うものとする。

5 実務修習の内容

(1) 実務修習細目

実務修習の細目は、警察本部刑事部長が別に定める。

(2) 実務修習を行う警察署等の指定

警察本部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）は、警察署における指導体制、事案の発生状況その他実務修習の実効を期するために必要な事項等を総合的に考慮し、実務修習を行う警察署及び当該警察署に配置する実務修習生（実務修習の対象となる者をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

(3) 実施期間

28日間とする。

(4) 指導体制

ア 実務修習指導官

(2)により指定された警察署（以下「指定警察署」という。）の刑事担当課（実務

修習生が配置される課に限る。) の長を実務修習指導官に指定する。

イ 実務修習指導員

実務修習指導官は、実務修習生が配置される係の警部補又は巡査部長の階級にある者のうちから、実務修習指導員を指定するものとする。

(5) 指導要領

ア 実務修習指導官は、実務修習が実務修習細目に基づき適切に行われるよう実務修習指導員を指揮するとともに、窃盗犯、知能犯その他の犯罪で実務修習に適すると認められる現実の事件について事件発生の初期段階から事件送致までの一連の捜査を直接に経験させる内容となるよう努めるものとする。

イ 実務修習指導官は、実務修習中に初動捜査又は強制捜査を行うべき事案が発生したときは、実務修習細目に基づく実務修習に大きな支障を来さない範囲において、その捜査の機会を実務修習事項として活用するものとする。

ウ 実務修習指導員は、実務修習生に被疑者及び参考人の取調べ、供述調書その他の捜査書類の作成、各種捜査照会、証拠品の取扱い等を実践させることにより、捜査の遂行に必要となる基本的な知識及び技能を修得させるものとする。

(6) 実務修習状況の記録及び確認

ア 実務修習生は、実務修習中に修得した事項をその都度実務修習日誌（別記様式第1号。以下「日誌」という。）に記録するものとする。この場合において、実務修習指導員は、必要に応じ、当該日誌の備考欄に指導事項等を記載するものとする。

イ 実務修習指導官は、実務修習生に対する実務修習を終えたときは、実務修習生ごとに、捜査実務修習実施結果報告書（別記様式第2号。以下「実施結果報告書」という。）を作成し、日誌とともに警察署長に提出するものとする。

ウ 警察署長は、イによる提出を受けた日誌及び実施結果報告書を刑事企画課長に送付し、実務修習生に対する実務修習の結果を報告するものとする。

6 留意事項

(1) 刑事任用科教養

ア 刑事任用科教養は、個々の捜査員の捜査力の礎となることに鑑み、捜査に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるとともに、証拠の吟味や裏付け捜査の徹底、取調べの基本の遵守等、捜査の基本的な在り方について理解させるものとする。

また、刑事警察を取り巻く状況を踏まえ、司法制度改革への対応等、時宜に即した項目についての科教養を徹底するものとする。

イ 刑事任用科教養の実施に当たっては、常に教授方法の工夫及び改善に努め、各種教材の活用、模擬現場における実習、具体的な事例に基づく演習等、効果的な教育技法を取り入れるものとする。

(2) 実務修習

- ア 実務修習指導官は、実務修習生が留置施設に係る留置業務に従事する者である場合は、「捜査と留置の分離」に十分配慮して実務修習を行うものとする。
- イ 刑事企画課長は、実務修習の実効を期するため、事案の取扱いが少ない警察署に配置された実務修習生に係る実務修習の全部又は一部を、他の警察署において行わせるものとする。
- ウ 刑事企画課長は、実務修習指導官と緊密な連携を図ることにより、実務修習の進捗状況を適宜確認し、実務修習が効果的に行われるよう配慮するものとする。

※ 別記様式（略）